

# 生活保護費減額 取り消しの裁決

## 滋賀県 2市の処分理由「不十分」

滋賀県内の生活保護受給者16人が申し立てた生活保護費減額の不服審査請求に対し、滋賀県が「減額は違法」と認め、大津市などの減額処分を取り消す裁決をしたことが分かった。通知書にある減額理由の記載が「不十分」と判断した。受給者を支援する市民団体が1日、会見で明らかにした。

生活保護費のうち食費や光熱費などにあてる「生活扶助」について、国は基準額を2013～15年に最大10%、さらに18～20年に最大5%引き下げた。

18年11月、県内の受給者32人が減額処分について県に審査請求。今年1～2月に、1カ月あたり240～2890円が減額された大津市15人、守山市1人について裁決が出た。

裁決によると、行政手続法では、保護費の減額などの不利益な処分をする場合、理由を示すよう求めているが、大津市と守山市は受給者への通知書で「基準改定による」としか記載しなかった。

裁決は「基準は複雑。受給者が、どの要素の変更で引き下げられたか、判断することは難しい」と指摘。「法律が要求する理由として不十分」とした。

(鈴木洋和)